

### ( 3 ) 誰もが尊重される社会づくりの形成

#### 28 男女共同参画社会

男女平等意識の向上と相互理解を図り、学校教育や社会教育など、さまざまな機会を利用し男女共同参画の意識啓発に努めるとともに、働く女性のための環境づくりなど、あらゆる分野での男女共同参加を推進します。



#### 29 人 権

学校教育や社会教育などを通じて、幅広い年齢層に対して、同和問題や女性、子ども、高齢者、障害者、外国人などに関して一人一人がお互いの人権や価値観を正しく尊重し合える人権教育を推進します。

### ( 4 ) 地域に根ざした文化の継承と創造

#### 30 文 化

町民の文化芸術活動を振興するために、発表機会の充実に努めるとともに、文化団体、指導者、サークルなどの育成や団体間の交流を促進します。  
身近な地域で文化活動を行うことができ、また、さまざまな芸術・文化にふれることができる機会を拡充していきます。

#### 31 文化財

文化遺産の保護・保存を推進するとともに、伝統ある貴重な文化財を次代へ継承する環境整備を図ります。  
郷土に受け継がれてきた伝統芸能や民俗行事などを保存するとともに、町民が一体となり後継者の育成や伝承が図られる体制整備に努めます。



## 第5節 個性と魅力と活力のあるまちづくり

### ( 1 ) 魅力ある空間の形成

#### 32 土地利用

「まちづくり基本計画」の大磯らしさを守り育む土地利用の方針に基づき、地域特性や土地特性に応じた総合的かつ計画的な土地利用を推進します。  
市街化の進展や土地利用の状況を踏まえ、定期的な土地利用の見直しを図るとともに、土地利用の適正な規制や誘導に努めます。

#### 33 住宅・住環境

「まちづくり基本計画」に基づく土地利用方針により、自然環境に恵まれた立地条件を生かした計画的な市街地の形成を図ります。  
市街化調整区域内の農地などについては、周辺市街地の状況を考慮しつつ、今後の土地利用のあり方について、地域および関係機関などと連携し、計画的な整備検討を図ります。

#### 34 景観形成

自然的・歴史的・文化的に受け継がれてきた象徴的な風景の保全や町並みを生かした魅力ある快適な居住空間の形成を図るとともに、地域の風景を特徴づける優れた建築物などの指定をすることにより、周辺地域の美しい風景づくりを進めます。